

平成
31年度

伊予市社会福祉協議会のおもな取り組み

伊予市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現を目指し、住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題解決のための体制整備や複合的課題に対応する包括支援相談体制の構築に向けて活動しています。皆さまの温かいご支援・ご協力をお願いいたします。

1 社協運営事業

① 法人運営事業（市補助・単独事業）

理事会・評議員会を開催し、それぞれ異なった立場からの指導、助言により社協運営の発展に努めます。また、監査を実施して、事務及び事業の適正化を図ります。

② 社協運営補助事業（市補助事業）

福祉活動専門員が、本会の中心となって地域福祉事業に従事します。計画的な人材育成及び職員のスキルアップを図り、市民に信頼される社協づくりに努めます。市内には、南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社協があり、社協職員が各地区を担当し、それぞれ地域性に応じた活動を支援します。

③ 独自運営事業（単独事業）

● 会費制の充実

《目標額》5,900千円

（一般会員：年会費 500円）

（特別会費：年会費 2,000円）

● 社協だより（年間6回発行）やホームページで、社協の取り組みの報告や事業参加への呼びかけ、また市民の各種活動情報

をお知らせするとともに財務状況等の公開をします。

● 毎月、「あいみん。」の日の13日などに市内各地に出かけ、伊予市社協をPRするとともに、さまざまな情報を収集しお伝えします。

● 「あい・愛フェスタ」の開催

● 福祉用具貸与事業

● 福祉車両貸出事業

● 社会福祉法人の地域公益活動に取り組めます。



▲ボランティア団体ステージ発表

2 地域福祉事業

① 福祉サービス利用援助事業（市補助・県社協受託事業）

日常生活上の判断が困難になった方に対し、福祉サービスを受けるための手続きや各種申請・金銭管理を代行します。

② 法人後見事業（市補助・事業収入事業）

疾病や障がい等で日常生活上の判断能力が不十分になった場合に、財産管理や契約等において不利益を被ることがないよう、社協が成年後見制度に基づき後見人等を受任し、補助・保佐・後見の支援を行います。

③ 民生児童委員協議会運営事業（市受託事業）

協議会の運営、基盤強化と資質向上、行政や地域関係者との連携による要援護者及び小地域ネットワークの推進等の支援を行います。

④ 共同募金事業（共同募金事業）

《赤い羽根共同募金目標額》

7,200千円（戸別募金：10500円）

《歳末たすけあい募金目標額》

3,450千円（戸別募金：10300円）

⑤ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得者等の生活の安定、向上を目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金等の貸付及び相談支援を行うとともに、行政や民生児童委員等との連携により地域での暮らしを支えます。

⑥ まごころ銀行運営事業（単独事業）

皆様から寄せられたご芳志を、地域の福祉事業に活用させていただきます。

⑦ 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活困窮者からの相談を受け、多様な課題の解決に向けた各種支援が計画的かつ包括的に行われるよう自立支援計画を策定するとともに、その実現に向け関係機関との連携体制を強化します。

⑧ 心配ごと相談（単独事業）

市内全体の相談事業の一端を担い弁護士等の専門家による無料相談を設け、市



▲募金活動：郡中放課後児童クラブ

民の幅広いニーズに応えられる体制整備に努めます。

⑨高齢者見守り員設置事業(市受託事業)

地域ぐるみでお互いを支え合い、安心して暮らせる街づくりを目指すため、65歳以上のひとり暮らしをしている高齢者、65歳以上の者のみで世帯を構成する高齢者で、希望される方の安全確認を行います。

⑩ふれあい・いきいきサロン事業

(市受託事業)

地域住民が主体となって取り組む自主的な活動で、高齢者の仲間づくりや交流の場づくりをすることで、孤独感の解消や閉じこもり防止など介護予防を図っています。地域で開催するサロンの開催支援と新規サロンの開設促進及び世話人研修会や代表者等の情報交換を行いサロン活動の充実を図ります。

⑪ボランティアセンター事業

(市受託事業)

社会福祉法人改革や介護予防・日常生活支援総合事業による、ますますボランティアが必要とされるためボランティア育成の講座開催、ぽかりん☆サロン、



▲夏休みボランティアスクール

ボランティアフェスティバルの開催、ぽかりん通信の発行によりボランティアに関心をもつ人の増加を図ります。

⑫ぐんちゅうふれあい館運営事業

(市指定管理事業)

⑬唐川ふれあいプラザ運営事業

(市指定管理事業)

⑭上灘老人憩の家運営事業

(市指定管理事業)

3 在宅介護事業

①在宅介護支援センター事業(独自事業)

介護が必要、もしくは必要となりつつある高齢者やご家族の在宅介護等に関する相談に応じるとともに、各種サービスが総合的に受けられるよう関係機関や事業所等との連絡調整を図ります。

②通所型サービスA事業

〈介護予防・日常生活支援総合事業〉

において、介護予防・日常生活支援総合事業対象高齢者に通所による介護予防・生活支援サービスを実施します。生きがいづくりや、認知症予防・閉じこもり予防を図り、要介護状態にならないよう支援します。

③居宅介護予防支援事業(市受託事業)

伊予及び双海の2事業所で、介護支援専門員(ケアマネージャー)による、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント(ケアプランの作成等)を行います。常勤4名の体制です。

4 介護保険事業

①居宅介護支援事業(介護保険事業)

伊予・双海の2事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、要介護者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤4名の体制です。

②訪問介護事業

〈介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業〉

訪問介護員(介護福祉士等)が、在宅の要介護者や要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者のご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつ介助などの身体介護や炊事・洗たく・掃除などの生活援助を行います。

③通所介護相当サービス事業

〈介護予防・日常生活支援総合事業〉

要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、デイサービスセンター「じゅらく」において通所介護相当サービス事業を行います。

5 障害支援事業

①障害者居宅介護事業(ホームヘルプ)

(自立支援給付事業)

障がい者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、ホームヘルパーが各家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助をはじめ、生活全般にわたる援助を行います。

②障害者計画相談支援事業

(自立支援給付事業)

障がい者等から日常生活に対する意向や悩みの相談を受け、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、利用者が自らの選択に基づく適切な障害福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう計画策定を支援します。

③障害者相談支援事業(市受託事業)

障がい者等からの日常生活上の各種相談に対し、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービス利用等の支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、自立と社会参加の促進を図ります。

④障害者移動支援事業(市受託事業)

ホームヘルパーが、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活をおくる上で必要不可欠な外出や余暇活動等への社会参加のための外出支援を行います。



平成31年度 伊予市社会福祉協議会一般会計予算

資金収支予算

単位：千円

収 入		支 出	
科 目	予算額	科 目	予算額
会費収入	5,908	人件費支出	190,056
寄附金収入	421	事業費支出	22,674
補助金収入	26,768	事務費支出	27,113
助成金収入	408	共同募金配分金事業費	5,510
共同募金配分金収入	8,334	助成金支出	5,467
受託金収入	39,820	固定資産取得支出	0
事業収入	1,793	積立資産支出	2,449
負担金収入	171	拠点区分間繰入金支出	6,755
介護保険事業収入	88,189	サービス区分間繰入金支出	20,552
障害福祉サービス等事業収入	30,060	その他の活動による支出	1,852
雑収入	8		
受取利息配当金収入	47		
積立資産取崩収入	248		
その他の活動による収入	5,471		
拠点区分間繰入金収入	6,755		
サービス区分間繰入金収入	20,552		
繰入金	47,475		
合 計	282,428	合 計	282,428

拠点区分別内訳書

単位：千円

経理区分	収 入	支 出
社協運営事業	82,494	82,494
地域福祉事業	46,107	46,107
在宅介護事業	11,423	11,423
介護保険事業	98,939	98,939
障害支援事業	43,465	43,465
合 計	282,428	282,428



赤い羽根共同募金による



平成
31年度

ささえあい活動支援
(2次募集)を行います。

伊予市社協では、みなさんからいただいた募金を財源に「ささえあい活動支援(2次募集)」の助成を行います。「地域活動をしたいが、費用が…」という団体をサポートします。

	助成内容	助成額
地域福祉活動	住民が安心・安全に生活できる地域づくり活動。地域福祉活動を推進する住民主体の様々なボランティア活動や、従来の福祉にとらわれない新しい分野にかかる先駆的・開拓的福祉活動を発掘・育成する活動。	実施しようとする活動に係る経費の3/4以内とし、1活動10万円を限度とする。
施設整備活動	老人施設を除く第一種・第二種社会福祉施設、更生保護施設、民間作業所(利用者数が5名以上かつ、1週間の作業日数が3日以上)の備品・機器の整備。	【施設における備品・機器の整備に係る総費用が概ね5万円以上50万円以下の整備活動】総費用の3/4以内とし、1整備30万円を限度とする。

【活動期間】令和元年8月1日～令和2年3月31日までの活動を対象とします。

【募集期間】5月1日(水)～6月28日(金)

【そ の 他】・伊予市に活動拠点を持たない団体や、営利を目的とする団体等は対象外となります。

・助成額は、運営委員会の審議で決定いたします。



お問い合わせは 伊予市社会福祉協議会 総務福祉係 ☎ 982-0393 まで

